

答 申 第 1 号

平成27年7月24日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芝 池 義 一

社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報保護に関する芦屋市個人情報保護条例の一部改正について（答申）

平成27年5月11日付け芦総文第202号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が制定され、芦屋市においても個人情報保護条例の改正が必要となったため、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう意見を求められたもの。

2 答申内容

個人番号制度は、給付と負担の公平化、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上を図るための社会基盤として導入されるものである。一方、住民票を有する者全員に重複なく付番されることから、不正に用いられた場合は重大なプライバシーの侵害など個人の権利利益を損なうおそれが、一般の個人情報に比して高まることが懸念される。このため、番号法では、地方公共団体は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律や番号法等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、特定個人情報の適正な取扱いの確保及び開示、訂正、利用停止等の実施のために必要な措置を講ずることが規定されている。

今回の芦屋市個人情報保護条例の改正については、この番号法の趣旨を踏まえ、特定個人情報の厳格な保護のために必要な条文の整備であり、今回示された事項について改正することは妥当と認めるが、一般の個人情報を含め今後の運用については下記意見を参考に慎重に行う必要がある。

(1) 利用目的以外の目的での利用（目的外利用）について

特定個人情報の目的外利用について、番号法の趣旨と同様に目的外利用が許容される例外事由をより厳しく限定することは妥当である。

番号法では第29条による行政機関個人情報保護法等の読替え規定により、例外事由を「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意がある、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。」に限定している。一方、現行条例では、第14条第1項で法令等に基づく場合を除き目的外利用を原則的に禁止し、同条第2項第1号から第6号を例外事由として規定しているところ、特定個人情報についてはこれらをすべて適用除外とし、番号法と同様に「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意がある、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。」のみに限定する改正を行うことになる。これにより、目的外利用が許容される範囲はより厳しく制限され、妥当である。もっとも、同条第2項第5号の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。」の規定に限って見れば、番号法に準じて改正を行う結果、緊急性かつやむを得ない事情を要件とはしないこととなり、現行条例と比してより緩やかな規定となるとも言える。したがって、今後、特定個人情報を取り扱うに際して、「同意を得ることが困難であるとき」については、緊急性かつやむを得ない事情を考慮の上厳密に解釈し運用することが望ましい。

なお、情報提供等記録について目的外利用を認めないことは妥当である。

(2) 任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求について

個人番号は個人の同意なく国民全員に対し付番されるものであり、特定個人情報が不正な取扱いがなされていないかとの国民の危惧に対応するため、本人参加の権利に対するより一層の保障が重要である。そこで、番号法

ではこれらの権利を容易に実現できるよう、本人またはその法定代理人だけでなく、任意代理人による開示請求等を認めており、地方公共団体においても、この趣旨を踏まえて任意代理人による請求を認めるよう措置することが求められている。したがって、条例において特定個人情報の開示請求等について任意代理人を認めることは必要である。

一方、現行条例では任意代理人による開示等の請求を認めていない。開示請求権を任意代理人にまで広げることに對しては、不正請求の危険性が高まることが懸念されるころではあるが、今後高齢者の増加等に伴い本人が直接開示請求することが困難な場合が増えることが予想されるため、今回の改正も考慮の上、特定個人情報以外の個人情報についても任意代理人による請求を認めることについて検討していく必要がある。

(3) 開示手数料の減免について

番号法では、個人番号は個人の同意なく国民全員に対し付番されるものであり、特定個人情報が必要な取扱いがなされていないかとの国民の危惧に對應するため、個人の経済的事情によらず、個人自らが特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要であるため、経済的困難その他特別の理由があるときには、開示請求手数料を減額し、または免除することを可能としている。

現行条例では、開示請求手数料は無料とし、写しの交付を受ける場合のみ、その交付に要する実費を負担することとしており、これを維持することは妥当である。

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 5月11日	諮問書の受理
平成27年 5月19日	第1回審議
平成27年 6月25日	第2回審議
平成27年 7月24日	第3回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
芝池 義一	関西大学大学院法務研究科教授	会 長
武田 雄三	弁護士	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	